

天川村会計年度任用職員 募集案内

令和8年2月12日

天川村

令和8年4月1日付け任用の天川村会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

1. 募集受付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年2月27日（金）

※受付期間経過後の申し込みは受け付けません。

2. 応募の概要

番号	採用職種	勤務地	採用予定人数	職務内容
1	医療事務	天川村国保診療所	1名	1 診療所受付事務全般 2 その他所属長が指示する業務

3. 応募資格

- ・医療事務資格者（経験を有する者）
- ・普通自動車第一種運転免許を所有し、自家用車等で勤務地まで通勤できる方。
※徒歩通勤可能な方については問いません。
- ・地方公務員法16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。
 - ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②天川村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入している者
- ・会計年度任用職員として任用する時点に於いて、既に他の事業主に雇用されている方の申込みは出来ません。（会計年度任用職員が本業でなければなりません。）

4. 任用根拠

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（パートタイム型）。

5. 任用期間

任命日（令和8年4月1日）から令和9年3月31日まで

※但し、地方公務員法第22条の2第7項の規定に基づき、採用は全て条件付きとし、採用後1ヶ月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員として正式採用となります。

6. 勤務条件

勤務場所	天川村国民健康保険直営診療所（吉野郡天川村大字南日裏200番地）
勤務時間	8時15分～16時15分の7時間（休憩時間60分）
休日	原則 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日 休日出勤となった場合、担当者と相談の上、前4週間後8週間のうちに勤務日と振り替える振替休日を取得して頂きます。（※祝日勤務は後8週間で振替）
報酬	日額 7,939 円 （上記の他、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当の支給あり）
社会保険	健康保険（地方公務員共済組合）、年金（厚生年金） 雇用保険法、労働者災害保険法の定めるところにより適用
休暇制度	任用期間や勤務日数に応じて年次有給休暇が付与されます。 また規則により定められた特別休暇（夏期休暇等）があります。
服務規律	会計年度任用職員は、地方公務員法にある以下の規定が適用されます。 ・全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する義務 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止等 懲戒の規定に該当する場合は同法に基づく処分の対象となります。
営利企業への従事等	今回、本村が募集する会計年度任用職員はパートタイム型であるため、常勤職員に適用される「営利企業等への従事等の制限」の対象になりません。副業で営利企業へ従事される場合は、服務規律を厳守すること。

7. 選考方法

応募者に対して、書類選考、面接による選考を実施します。

8. 応募方法・応募書類

- ・会計年度任用職員採用申込書（所定の様式を使用してください。）
※必要事項を記入のうえ、写真を貼付してください。
- ・医療事務資格証の写し
- ・普通自動車第一種運転免許の写し
※徒歩通勤される方は不要

【提出先】

天川村健康福祉課

〒638-0322 奈良県吉野郡天川村南日裏200番地

☎ 0747-63-9110

※持参又は郵送にてご提出ください。

9. 選考結果

受験者全員に文書にて連絡します。

10. 注意事項

(ア) 応募書類の記載事項に不正があると選考が無効となる場合があります。

(イ) 応募者に係る個人情報については適切に管理し、本件以外には一切使用しません。

なお、応募書類は返却しません。当方の責任にて処分します。

11. 再度の任用について

一会計年度終了後、人事評価結果等により勤務成績が良好な場合は、公募によらず再度任用される場合があります。なお、再度の任用は会計年度任用職員としての任用を決定するものであり、同じ職種や勤務場所での任用となりますが、期間業務の職員の平等取り扱い及び成果主義の考えから、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証(人事評価)により再度の任用を行う事が出来るのは原則2回目とし、年度を超えた再度の任用は2回(連続する3会計年度)に限ります。